



受理番号 第 2 / 号

受審日 平成26年 8月 11日

20140604 製局第 4 号

国 総 環 リ 第 19 号

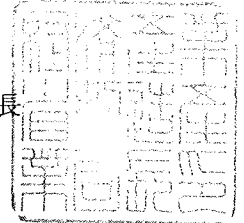
国 自 審 第 290 号

環水大自発第 1406103 号

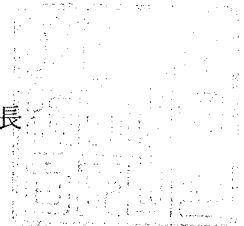
平成 26 年 6 月 26 日

一般社団法人日本建設機械施工協会会長殿

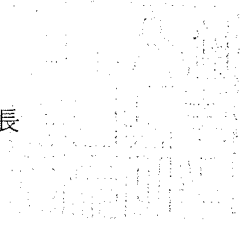
経済産業省製造産業局長



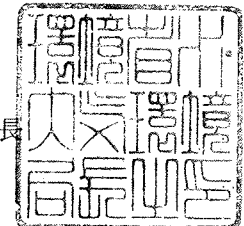
国土交通省総合政策局長



国土交通省自動車局長



環境省水・大気環境局長



「特定特殊自動車型式届出実施要領について」の一部改正について

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成26年経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）の制定等に伴い、今般、「特定特殊自動車型式届出実施要領について」（平成18年5月1日付け平成18・04・27製局第4号、国総環第16-3号、国自審第158号、環水大自発第060501002号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴傘下会員に周知方お願いします。

改 正	現 行																		
<p>特定特殊自動車型式届出実施要領</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 試験方法 特定特殊自動車の試験のうち、規則第11条第1項第2号に係るものは、次表第1欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表第2欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等」に必要事項を定める告示（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「告示」という。）に定める測定方法及び同表第3欄に掲げる試験方法により行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="678 504 917 952"> <thead> <tr> <th>特定特殊自動車の種類</th> <th>測定方法</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの</td> <td>告示第7条第1項第1号に規定する方法</td> <td>ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）</td> </tr> <tr> <td>軽油を燃料とするもの</td> <td>告示第7条第1項第2号に規定する方法</td> <td>無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定試験方法（別紙4-2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定特殊自動車の構造上、加速ペダル（これに準じた機能を持つ装置を含む。）がない場合には、当該測定方法に準じた方法によることとすることができる。</p>	特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第7条第1項第1号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）	軽油を燃料とするもの	告示第7条第1項第2号に規定する方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定試験方法（別紙4-2）	<p>特定特殊自動車型式届出実施要領</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 試験方法 特定特殊自動車の試験のうち、規則第11条第1項第2号に係るものは、次表第1欄に掲げる特定特殊自動車の種類に応じ、同表第2欄に掲げる「特定特殊自動車排出ガスの規制等」に必要事項を定める告示（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「告示」という。）に定める測定方法及び同表第3欄に掲げる試験方法により行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="678 952 917 1400"> <thead> <tr> <th>特定特殊自動車の種類</th> <th>測定方法</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの</td> <td>告示第7条第1項第1号に規定する方法</td> <td>ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）</td> </tr> <tr> <td>軽油を燃料とするもの</td> <td>告示第7条第1項第2号に規定する方法</td> <td>無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定試験方法（別紙4-2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特定特殊自動車の構造上、加速ペダル（これに準じた機能を持つ装置を含む。）がない場合には、当該測定方法に準じた方法によることとすることができる。</p>	特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第7条第1項第1号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）	軽油を燃料とするもの	告示第7条第1項第2号に規定する方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定試験方法（別紙4-2）
特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法																	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第7条第1項第1号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）																	
軽油を燃料とするもの	告示第7条第1項第2号に規定する方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定試験方法（別紙4-2）																	
特定特殊自動車の種類	測定方法	試験方法																	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	告示第7条第1項第1号に規定する方法	ガソリン・液化石油ガス特定特殊自動車アイドリング排出ガス試験方法（別紙4-1）																	
軽油を燃料とするもの	告示第7条第1項第2号に規定する方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定試験方法（別紙4-2）																	
<p>第6～第7 (略)</p>	<p>第6～第7 (略)</p>																		
<p>第8 基準適合表示等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記第4の6の規定による告示において、次に定めるところにより、型式届出番号を付与する。 NV-○○○（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの） NV2-○○○（軽油を燃料とするもの）</p>	<p>第8 基準適合表示等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 上記第4の6の規定による告示において、次に定めるところにより、型式届出番号を付与する。 NV-○○○（ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの） NV2-○○○（軽油を燃料とするもの）</p>																		
<p>第9～第13 (略)</p>	<p>第9～第13 (略)</p>																		
<p>別紙1 特定特殊自動車の同一型式判定要領</p>	<p>別紙1 特定特殊自動車の同一型式判定要領</p>																		

第1 (略)

別表第1 (特定特殊自動車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項 1~7	例示 (略)
8 軸距	軸距 (複軸の場合は車軸毎の距離とする。) の相違であって、次に掲げるもの以外のもの。ただし、カタピラを有する道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第3条に規定する大型特殊自動車及びカタピラを有する法第2条第1項第2号に規定する構造が特殊な自動車にあつては、上部構造支持寸法の相違 (7) 車わくを有する特定特殊自動車であつて、車わくの構造が梯子形、背骨型のもの (複軸間の距離が相違するもの、複軸間の距離が同一であつて当該2軸の荷重合成中心位置が相違するもの及び各軸独立支持の軸を有する自動車であつて前前軸と前後軸との距離が相違するものを除く。) (イ) キャスタ、トレール、ばね、スイングアーム、チェーン式減速機の減速比、緩衝装置の寸法の相違又はカウインタウエイトの変更によつて相違する場合 (ウ) 道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車
9	(略)

別紙2 届出書の添付書面及び記載要領

(略)

第1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸元表

届出番号	車体の外形又は構造
車名及び型式	動力伝達装置の種類及び主要構造
呼称 (カタログ名)	走行装置の種類及び主要構造
製作者等の氏名又は名称	操縦装置の種類及び主要構造
	懸架装置の種類及び主要構造
	車わく
	軸距 (m)

第1 (略)

別表第1 (特定特殊自動車の同一型式の範囲)

型式を区別する事項 1~7	例示 (略)
8 軸距	軸距 (複軸の場合は車軸毎の距離とする。) の相違であつて、次に掲げるもの以外のもの。ただし、カタピラを有する道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第3条に規定する大型特殊自動車にあつては、上部構造支持寸法の相違 (7) 車わくを有する特定特殊自動車であつて、車わくの構造が梯子形、背骨型のもの (複軸間の距離が相違するもの、複軸間の距離が同一であつて当該2軸の荷重合成中心位置が相違するもの及び各軸独立支持の軸を有する自動車であつて前前軸と前後軸との距離が相違するものを除く。) (イ) キャスタ、トレール、ばね、スイングアーム、チェーン式減速機の減速比、緩衝装置の寸法の相違又はカウインタウエイトの変更によつて相違する場合 (ウ) 道路運送車両法第3条に規定する小型特殊自動車
9	(略)

別紙2 届出書の添付書面及び記載要領

(略)

第1号様式 (諸元表) (様式の大きさは、JIS A列4番とする。)

諸元表

届出番号	車体の外形又は構造
車名及び型式	動力伝達装置の種類及び主要構造
呼称 (カタログ名)	走行装置の種類及び主要構造
製作者等の氏名又は名称	操縦装置の種類及び主要構造
	懸架装置の種類及び主要構造
	車わく
	軸距 (m)

特定特殊自動車の種別	上部構造支持台 寸法 (m)	長さ 幅
燃料の種類	主制御装置の種類	
特定原動機の名称及び型式	定格出力 (kW/min ⁻¹)	
型式の表示位置	最大トルク (Nm/min ⁻¹)	
製造番号の表示様式	無負荷回転速度 (min ⁻¹)	
製造番号の表示位置	排出ガス濃度 (無負荷状態) CO (%)	
	HC (ppm)	
	無負荷急加速光吸収係数 (m ⁻¹)	
	付属装置等の 吸入負圧 (kPa)	
	取付内容 排気圧力 (kPa)	

第2号様式 (略)

別紙3～別紙4-1 (略)

別紙4-2 無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数測定の方法

1. 適用範囲

軽油を燃料とする自動車を無負荷急加速させた時に発生し排気管から大気中に排出される排出ガスの光吸収係数の試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)別添の「無負荷急加速時の光吸収係数の測定方法」によるほか、本規定によるものとする。

2. 試験用機器

オパシメータは、以下の基準に適合するものまたはこれに準ずるものとする。

(1) オパシメータの指示部は、次に定める換算式により換算した排出ガスの光吸収係数を m⁻¹ で表すものでなければならぬ。

$$\text{光吸収係数 (m}^{-1}\text{)} = -\ln (1 - N / 100) / L$$

この場合において、

N : 不透過率の実測値 (パーセント)

L : 光が排出ガス中を通過する距離 (メートル)

(2) オパシメータの指示部の指示計が目盛式の場合においては、当該指示計は次の基準に適合するものでなければならぬ。

① 目盛の間隔が 0.02 m⁻¹ 以下であること。

特定特殊自動車の種別	上部構造支持台 寸法 (m)	長さ 幅
燃料の種類	主制御装置の種類	
特定原動機の名称及び型式	定格出力 (kW/min ⁻¹)	
型式の表示位置	最大トルク (Nm/min ⁻¹)	
製造番号の表示様式	無負荷回転速度 (min ⁻¹)	
製造番号の表示位置	排出ガス濃度 (無負荷状態) CO (%)	
	HC (ppm)	
	無負荷急加速黒煙濃度 (%)	
	付属装置等の 吸入負圧 (kPa)	
	取付内容 排気圧力 (kPa)	

第2号様式 (略)

別紙2～別紙4-1 (略)

別紙4-2 無負荷急加速黒煙測定の方法

1. 適用範囲

軽油を燃料とする自動車を無負荷急加速させた時の黒煙の試験方法は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成14年国土交通省告示第619号)別添の「無負荷急加速黒煙の測定方法」によるほか、本規定によるものとする。

2. 試験用機器

2.1 黒煙測定器は、それぞれ次に掲げる基準に適合する排気煙採取部及び汚染度検出部で構成されるものとする。

2.1.1 排気煙採取部は JIS D8004 相当によるポンプ式で必要な排気煙を加速ペダルと連動して、330 ± 15 mL の排気ガスをろ紙を通して 1.2 ～ 1.6 秒の間に吸引できるものとし、ろ紙の汚染面積は 8 cm² ± 0.24 cm² 以内とし、使用するろ紙の紙質は、JIS P3801 に規定する定量分析用 5 種 A 相当とする。使用するろ紙の JIS Z8721 相当による放射輝度率は 90 ± 1.5% 以内であること。ただし、放射輝度率は、特定の照明及び観測条件における物体表面の輝度を酸化マグネシウム標準白色面の輝度で除したものを百分率で表した値とする。

採取接続管の内径は 4.8 mm とし、プローブを除く接続管の長さは 5 m 以下とする。

2.1.2 汚染度検出部は、JIS D8004 相当による放射式で、放射輝度率に対し次式の汚染度

② 指示範囲の最小値が 0m^{-1} であり、かつ、その最大値が 9.99m^{-1} 以上であること。

③ 指示計の値が容易に読み取れるものであること。

(3) オパシメータの指示部の指示計が目盛式以外の場合においては、当該指示計の技術基準は、上記(2)に掲げる基準を準用するものとする。この場合において、上記(2)①中「目盛」とあるのは「表示される値」と、「 0.02m^{-1} 」とあるのは「 0.002m^{-1} 」と読み替えるものとする。

(4) オパシメータの指示の誤差は、 0.025m^{-1} 以下でなければならぬ。

3. 測定回数

測定は3回を行いその平均値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

4. 測定値および計算値の末尾処理

(1) データ処理に用いる測定値及びデータ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。

(2) 試験の記録及び成績の記入にあたっての末尾処理は別表により行うものとする。

5. 試験成績は付表の様式に記載する。

別表

項目	光吸収係数の測定値及び計算値の末尾処理
測定最高エンジン回転数	小数点以下第一位を四捨五入し、整数値まで記載 (min^{-1} {rpm})
測定値	小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位まで記載 (m^{-1})
平均値	小数点以下第三位を四捨五入し、小数点以下第二位まで記載 (m^{-1})

付表

ディーゼル特定特殊自動車無負荷急加速排出ガス光吸収係数試験成績表

試験期日

試験場所

試験担当者

③試験特定特殊自動車

車名・型式

製造番号

特定原動機型式

特定原動機仕様識別記号

特定原動機型式指定番号

原動機型式

を指示するものとする。

$\text{汚染度}(\%) = 100 - 1.15 \times \text{放射輝度率}$

2.2 汚染度検出部の指示計は、最小目盛が2%以下とし、等分目盛で指示することとし、指示範囲は0~60%以上であり、汚染度検出部の指示計の指示器差は、3%以下でなければならぬ。ただし、指示計がデジタル式(数値表示式)の場合は、当該指示計が本項の基準と同等以上の基準に適合するものでなければならぬ。

2.3 汚染度測定前には、未汚染のろ紙約10枚の上に校正用マスクを重ねて汚染度50%に調整する。また、放射輝度率あるいはこれに対応する汚染度が明らかでない標準紙を用いて調整することもできる。

3. 測定値および計算値の末尾処理

(1) データ処理に用いる測定値及びデータ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。

(2) 試験の記録及び成績の記入にあたっての末尾処理は別表により行うものとする。

4. 試験成績は付表の様式に記載する。

別表

項目	測定値及び計算値の末尾処理
③黒煙濃度	末尾処理
最高エンジン回転数	小数第1位を四捨五入し、整数値まで記載 (min^{-1} {rpm})
測定値	小数第2位を切り捨て、小数第1位まで記載 (%)
平均値	小数第1位を四捨五入し、整数値まで記載 (%)

付表

ディーゼル特定特殊自動車無負荷急加速黒煙試験試験成績表

試験期日

試験場所

試験担当者

③試験特定特殊自動車

車名・型式

製造番号

特定原動機型式

特定原動機仕様識別記号

特定原動機型式指定番号

原動機型式

◎測定機器

オパシメータの型式: _____

◎光吸収係数

測定回数	1回目	2回目	3回目
測定最高エンジン回転数 (\min^{-1} {rpm})			
測定値			
平均値*1			
備考			

*1 測定は4秒以上1.0秒以下の間隔をおいて3回行い、平均した値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

別紙5 特定特殊自動車の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1-1~1-16 (略)

1-17 上部構造支持台寸法 (長さ、幅)

カタピラを有する道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及びカタピラを有する法第2条第1項第2号に規定する構造が特殊な自動車以外は記入を要しない。

原動機が搭載される車わく (旋回式車台にあっては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。) 全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。(例 3.375)

なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。

1-18~1-21

1-22 排出ガス濃度 (無負荷状態) 及び無負荷急速光吸収係数

本文第5「試験方法」の規定に基づいて測定した排出ガスの濃度の値を次の各号により記入するものとし、設計値を記入してもよい。

なお、記入値は、本文第6「判定基準」に規定するそれぞれの排出ガスに係る基準の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) 排出ガス濃度 (無負荷状態)

◎測定機器

黒煙測定器型式: _____

◎黒煙濃度

測定回数	1回目	2回目	3回目
測定最高エンジン回転数 (\min^{-1} {rpm})			
測定値			
平均値			
備考			

別紙5 特定特殊自動車の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1-1~1-16 (略)

1-17 上部構造支持台寸法 (長さ、幅)

カタピラを有する道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車以外は記入を要しない。

原動機が搭載される車わく (旋回式車台にあっては、旋回ベアリングに載る上部旋回体の底部。) 全体の長さ及び幅を次の例により記入する。記入値は小数第3位までとし、末尾を0又は5に丸める。

なお、寸法については、機械への昇降用ステップ、ボルト・ナット等の車わくへの付加物及び突起物並びに可動部は含まない。

例 3.375

1-18~1-21

1-22 排出ガス濃度 (無負荷状態及び無負荷急速黒煙濃度)

本文第5「試験方法」の規定に基づいて測定した排出ガスの濃度の値を次の各号により記入するものとし、設計値を記入してもよい。

なお、記入値は、本文第6「判定基準」に規定するそれぞれの排出ガスに係る基準の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

(1) 排出ガス濃度 (無負荷状態)

ガソリン、LPGを燃料とする特定特殊自動車について、一酸化炭素の濃度を%の単位で表した値及び炭化水素の濃度をppmの単位で表した値をそれぞれCO及びHCの欄に記入する。

(2) 無負荷急加速光吸収係数

軽油を燃料とする特定特殊自動車について、光吸収係数を m^{-1} の単位で表した値を記入する。

1-23 (略)

附則 (略)

附則 (略)

附則

1 施行期日

本改正規定は、平成26年6月26日から施行する。

2 経過措置

告示第20条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同項ただし書の規定により光吸収係数を測定する場合には、本改正規定の別紙2の第1号様式、別紙4-2及び別紙5の第2、1-22により行うものとする。

ガソリン、LPGを燃料とする特定特殊自動車について、一酸化炭素の濃度を%の単位で表した値及び炭化水素の濃度をppmの単位で表した値をそれぞれCO及びHCの欄に記入する。

(2) 無負荷急加速黒煙

軽油を燃料とする特定特殊自動車について、黒煙の濃度を%の単位で表した値を記入する。

1-23 (略)

附則

1 施行期日

本改正規定は、平成18年4月9日から施行する。

附則

1 施行期日

本改正規定は、平成22年4月9日から施行する。

2 経過措置

告示第14条第1項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。